

盛岡広域振興局長告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年10月13日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600016	株式会社ハート・サポートセンター	小規模デイサービス 「笑の家」	滝沢市室小路146番地7	平成27年10月15日
0372101600	株式会社ハート・サポートセンター	小規模デイサービス 「結の家」	滝沢市鶴飼笹森105番地	〃